

平成 20 年 7 月 25 日 (金)	参考
平成 20 年度 第 1 回	資料
大阪府河川整備委員会	1

淀川水系河川整備計画(案)

平成 20 年 6 月 20 日
近畿地方整備局

目 次

1. はじめに.....	1
2. 流域及び河川の概要.....	3
3. 現状の課題.....	12
3.1. 人と川とのつながり.....	12
3.2. 河川環境.....	12
3.2.1. 河川形状.....	13
3.2.2. 水位.....	13
3.2.3. 水量.....	14
3.2.4. 水質.....	15
3.2.5. 土砂.....	16
3.2.6. 生物の生息・生育・繁殖環境.....	16
3.2.7. 景観.....	17
3.3. 治水・防災.....	19
3.3.1. 洪水.....	19
3.3.2. 高潮.....	26
3.3.3. 地震・津波.....	27
3.4. 利水.....	28
3.5. 利用.....	30
3.5.1. 舟運.....	30
3.5.2. 水面.....	31
3.5.3. 河川敷.....	32
3.5.4. 漁業.....	33
3.5.5. 上下流連携.....	33
3.6. 維持管理.....	34
3.7. 関連施策.....	34
3.7.1. 淀川河川公園.....	34
4. 河川整備の方針と具体的な整備内容.....	35
4.1. 人と川とのつながり.....	35
4.1.1. 人と川の間接的なつながりの基本的な考え方.....	35
4.1.2. 日常からの川と人のつながりの構築.....	35
(1) 人と川をつなぐ.....	35
(2) 川とまち・地域をつなぐ.....	38
4.1.3. 洪水・災害時の人と川とのつながりの構築.....	39

4.1.4.	上下流の連携の構築	40
4.2.	河川環境	41
4.2.1.	河川環境の保全と再生の基本的な考え方	41
4.2.2.	多様な生態系を有する淀川水系の再生と次世代への継承	42
(1)	良好な生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生	42
(2)	在来種を脅かす対策の推進	43
(3)	良好な景観の保全・創出	44
4.2.3.	河川の連続性の確保	44
(1)	水辺や河原の保全・再生	44
(2)	魚がのぼりやすい川への再生	46
(3)	水域と陸域との連続性の確保と修復	48
4.2.4.	川本来のダイナミズムの再生	48
(1)	水位変動リズムの回復	48
(2)	河川環境の保全・再生のための流量の確保	49
4.2.5.	流域の視点に立った水循環・物質循環系の構築	50
(1)	流域対策と連携した水質の保全	50
(2)	土砂移動の連続性の確保	54
4.2.6.	流域管理に向けた継続的な施策展開	55
(1)	モニタリングの実施・公表	55
(2)	生物の生息・生育・繁殖環境に配慮した工事の施工	56
(3)	関係機関との連携による河川環境や景観の保全・再生	56
(4)	河川管理者以外の者が管理する施設に対する働きかけ	57
(5)	河川環境の保全と再生のための人材育成	57
(6)	流域管理に向けた環境情報に関する調査研究の推進	57
4.3.	治水・防災	58
4.3.1.	淀川水系における治水・防災対策の基本的な考え方	58
4.3.2.	淀川水系における治水・防災対策	59
(1)	危機管理体制の構築	59
1)	自分で守る(情報伝達、避難体制整備)	60
2)	みんなで守る(水防活動、河川管理施設運用)	62
3)	地域で守る(まちづくり、地域整備)	63
4)	災害対応プログラム	64
(2)	堤防強化の実施	64
(3)	川の中で洪水を安全に流下させるための対策	71
1)	淀川水系における本支川・上下流バランスの確保の考え方	71
2)	淀川本川	73

3) 宇治川	74
4) 桂川	75
5) 木津川	76
6) 瀬田川	77
7) 琵琶湖及び琵琶湖流入河川	78
8) 神崎川、猪名川	79
(4) 高規格堤防(スーパー堤防)の整備	80
(5) 土砂対策	80
(6) 既設ダム等の運用検討	81
4.3.3. 高潮対策	81
4.3.4. 地震・津波対策	82
(1) 地震対策	82
(2) 津波対策	83
4.4. 利水	84
4.4.1. 利水の基本的な考え方	84
4.4.2. 環境に配慮した効率的な水利用の促進	84
(1) 水需要の精査と水利権の見直し	84
(2) 水需要の抑制	85
(3) 既存水資源開発施設的环境に配慮した効率的運用	85
(4) 水利権が見直された場合の既存水源の活用	86
(5) 安定した水利用ができていない地域の対策	86
4.4.3. 渇水への備えの強化	86
(1) 渇水調整の円滑化	86
(2) 渇水対策容量の確保	86
4.5. 利用	87
4.5.1. 利用の基本的な考え方	87
4.5.2. 川らしい利用の促進	87
(1) 舟運	87
(2) 水面利用の促進	88
(3) 水面利用の適正化	88
(4) 安全利用のための対策	89
(5) 環境学習の推進	89
(6) 川らしい河川敷の利用	89
(7) 違法行為の是正	90
(8) 水産資源の保護・回復	90
4.5.3. 憩い、安らげる河川の整備	90

(1) 憩い、安らげる河川の整備.....	90
(2) 水辺の整備.....	91
(3) 河口域における憩い空間の形成(干潟公園等).....	91
(4) 小径(散策路)、「歴史文化の薫る散歩道(仮称)」の整備.....	91
(5) 迷惑行為の是正.....	92
(6) ホームレスへの対応.....	92
4.5.4. まちづくり・地域づくりとの連携.....	92
(1) 三川合流部の整備.....	92
(2) まちづくりや地域づくりと連携した河川の整備.....	92
4.5.5. 水源地域の活性化.....	93
4.6. 維持管理.....	94
4.6.1. 維持管理に関する基本的な考え方.....	94
4.6.2. 河川管理施設.....	94
4.6.3. 許可工作物(橋梁・水門等).....	98
4.6.4. 河川区域等の管理.....	98
4.7. 関連施策.....	99
4.7.1. 淀川河川公園.....	99
(1) 整備方針.....	99
(2) 管理運営方針.....	99

1. はじめに

淀川水系河川整備計画(以下、「本計画」という。)の対象区間は、淀川水系の指定区間外区間(以下、「国管理区間」という。)とする。ただし、計画策定上必要となる指定区間(以下、「府県管理区間」という。)、流域についても言及する。また、沿岸海域への影響も視野に入れる。

本計画の対象期間は概ね 30 年間とする。ただし、本計画に 30 年間の全ての整備内容を網羅的に盛り込んでおらず、現時点で必要と考えられるものを記述しており、社会状況の変化や新たな知見等による検討結果等をふまえて、整備内容を追加していくものとする。

あわせて、計画の内容については、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(処置・改善)のサイクルを考慮し、随時、進捗状況を点検して、必要に応じて見直しを行うものとする。進捗状況の点検にあたっては、淀川水系流域委員会の意見を聴く。

本計画における「4. 河川整備の方針と具体的な整備内容」において、「実施する」と記述している施策は、本計画期間内に実施していく。「検討して実施する」と記述している施策は、詳細な事項について検討・調整を行った上で、本計画期間内に実施していく。また、「検討する」と記述している施策は、今後、実施の可否も含めて検討を行っていくものであり、実施するとの検討結果ができた時点で、本計画の変更を行う。

今後の河川整備に向けて、河川整備計画の基本的考え方については、以下のとおりである。

- これまでの河川整備においては、結果として川と田んぼの関係に見られるように水と水を途切れさせてきた面もあることから、水生生物や緑も途切れ、川と人とのつながりも希薄になり、さらに川の上下流間などでは人と人とのつきあいも途切れてきた。これからは徹底してそれらの関係をつないでいくべきである。そのため、水、生物、ひと、まちづくりなどとのつながりをもった川とするとともに、住民等の参画や情報共有を推進する。
- 「生態系が健全であってこそ、人は持続的に生存し、活動できる」との考え方のもと、生物の生息・生育・繁殖環境の保全・再生の取り組みを順応的に実施し、清らかな水と多様な生態系を有する淀川水系を次世代に適切に引き継げるよう努める。また、「川が川をつくる」のを手伝う」との認識のもとで、水陸移行帯の保全・再生をはじめとして河川の縦断・横断方向の連続性が分断されている状況を修復し、さらには河川・湖と陸域との連続性を確保する。
- いかなる洪水に対しても氾濫被害をできる限り最小化する施策をハード、ソフト両面にわたって推進する。また河川整備基本方針では「一部の地域の犠牲を前提としてその他の地域の安全が確保されるものではなく、流域全体の安全度の向上を図ることが必

要」との基本理念がまとめられている。河川整備計画に盛り込んだ施策、事業を進めるにあたっては、この理念のもと、広大な流域をもつ淀川水系の関係者の皆がリスクを分担して負担していくことが最も重要である。

これまでの先人の努力の結果である淀川水系の治水整備の現状は、まだ十分とは言えないが下流から整理が進んでおり、中上流部が大きく取り残されている。この現状から、さらに河川整備基本方針へと段階的に整備を進めるにあたっては、整備の各段階において水系全体の安全度のバランスを堅持し、リスクを分担する観点をふまえつつ、本川及び支川の河道やダム等の整備の手順を明確にした上で適切に進めていくものとする。

また、施設能力を上回る洪水が発生した場合でも被害を最小限にできるよう、流域全体でリスクを分担する。

○ 節水型社会を目指し、関係機関と連携した水需要の抑制や既存水資源開発施設の有効活用など、利水者や自治体との連携を強化し、水需要と水供給の両面から効率的な水利用を進めることにより、水需要の変化や長期的な気候変動に対応し、琵琶湖・淀川の河川環境の保全・再生と調和した、安定した水利用の確保を促す。特に、水需給が逼迫している地域においては、水需給の予測を踏まえたうえで、新規水源を確保する。また、異常渇水に対して、流域一体となってソフト、ハード両面にわたる対策で備える。

○ 河川の利用は、「川でなければできない利用、川に活かされた利用」を基本とするとともに、地域の住民や自治体からの河川利用のニーズもふまえ、貴重なオープンスペースである河川敷地の多様な利用が適正に行われるようにする。また、古くから琵琶湖・淀川流域に形成されてきた歴史・風土等を活かしつつ、環境学習を推進する場という観点も含めて利用を推進する。都市を流れる河川であることをふまえ、身近な自然を楽しめるなど、川とまちが一体となった河川整備を実施する。

ている。例えば、5月中旬頃から約1ヶ月の間に、洪水期に備えて琵琶湖水位を約50cm急激に低下させてしまうととも、気象条件によっては、夏以降の水利用により必然的に水位が低下する場合がある。これらが魚類等の産卵・生息に影響を与えているおそれがあるほか、琵琶湖の水位が高い冬から春の期間には波浪による浜欠けを助長し、またヨシ刈りに影響を与えているところがある。(図 3.2.2-1、写真 3.2.2-1,2)



写真3.2.2-1 琵琶湖沿岸における浜欠け



写真3.2.2-2 琵琶湖 湖辺 ヨシ刈りの様子

3.2.3. 水量

人々の生活や社会活動は、流域の中で水循環系に様々な変化を与えている。すなわち、川の流れを改変し、これをせき止め、取水・浄化して利用し、下水道を通して川に戻している。さらに、都市の流域においては地表が舗装等で覆われ、雨水の流出形態が変化し、平常時の河川流量が少なくなる傾向がある。

淀川下流域の大川(旧淀川)や神崎川では、水質改善目的もあわせて、維持流量として平常時は淀川から大川(旧淀川)へ $70\text{m}^3/\text{s}$ 、神崎川へ $10\text{m}^3/\text{s}$ を確保するよう放流しているが、渇水の傾向が見られた場合には、大川への放流量を少なくしつつ効率的に水質改善を行うため、干潮時と満潮時で放流量を変化させるような操作(フラッシュ操作)を行っており、これによって大堰上流で人工的な水位変化が起こっている。

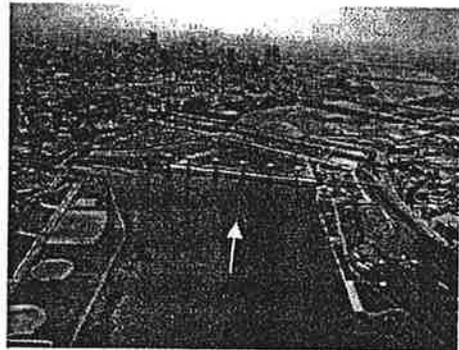


写真 3.2.3-1 淀川大堰から下流を望む

また、淀川大堰から本川下流へは年間を通じて魚道から放流を実施しているが、渇水時には、放流を制限または停止している。(写真 3.2.3-1)

琵琶湖に流入する河川においては、平常時でも瀬切れの問題が発生している。

これまでのダム・堰の操作は、利水者に対して安定的な水供給を行うために一定の効果をあげてきたが、そのために中小洪水も貯留したことで下流河川の水位変動や攪乱が減少した。このため、ダム下流では、アユ等の餌料となる藻類の生育が妨げられているなど生態系に影響を与えているところがある。

また、瀬田川洗堰・天ヶ瀬ダムの放流操作後の急激な減水により、淀川本川でも急激に水位が低下するため、一時的に冠水した陸域において魚類のへい死を招いているところがある。野洲川や草津川では、河道の付け替えによって周辺の伏流水や地下水が減少しているところがある。

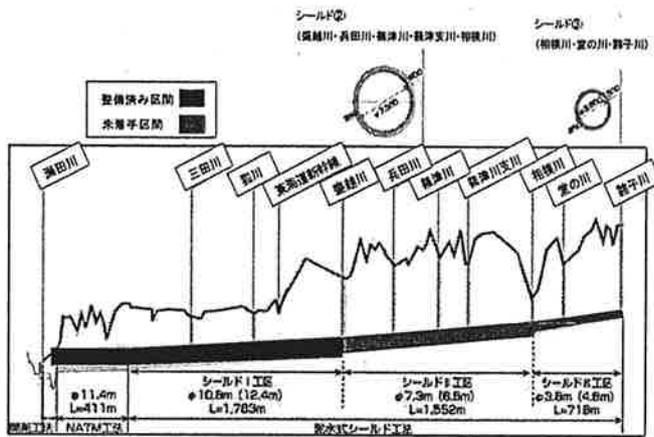


図 4.3.2-26 大津放水路断面図

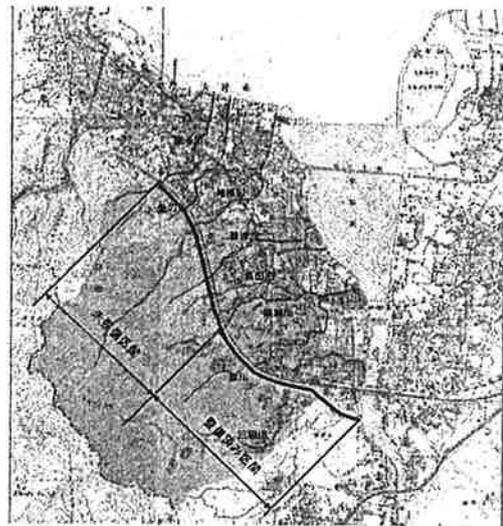


写真 4.3.2-9 大津放水路と流入河川

8) 神崎川、猪名川

猪名川では、総合治水対策特定河川事業として川西・池田地区における築堤・護岸及び河道掘削を継続して実施するとともに、戦後最大洪水である昭和 35 年台風 16 号洪水を安全に流下させる河道掘削を国が管理する区間において実施する。実施にあたっては、府県管理区間である神崎川において、 $3,400\text{m}^3/\text{s}$ の流下能力を確保できるよう河道掘削を実施する計画となっていることから、河道掘削の実施時期や方法について整合を図る。

銀橋周辺の狭窄部上流については、既設の一庫ダム以外の洪水調節施設を整備する適地がないため、下流の治水安全度を現況よりも低下させない範囲で、狭窄部の開削を実施する。あわせて一庫ダムの操作方法を見直すことにより、狭窄部上流においても昭和 35 年台風 16 号洪水を安全に流下させることが可能となる。なお、狭窄部の開削については、狭窄部上流が浸水常襲地帯となっていることに鑑み、神崎川及び猪名川直轄管理区間における河川整備の進捗状況に応じて、その段階的な実施(実施時期、方法)について関係機関と調整する。(写真 4.3.2-10)

さらなる治水安全度の向上のためには、神崎川の流下能力の向上対策または上流からの流量低減対策を実施する必要がある。上流からの流量低減対策としての余野川ダム等洪水調節施設の整備については、他の支川との治水安全度のバランスをふまえ、実施時期を検討する。



写真 4.3.2-10 銀橋周辺の狭窄部上流の浸水被害状況